

浄化槽の適正な設置について

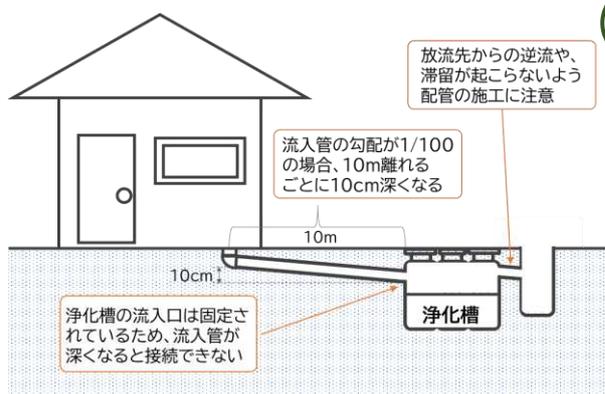
浄化槽が破損することなく、設置者が維持管理を行いながら長く安心して使い続けるためには、適正な設置工事が重要です。そのため、「大阪府浄化槽設計・施工取扱基準」を定めていますので、順守してください。

これまでに散見された、不適正工事の内容を以下にお示しますので、留意して適正な設置工事を行ってください。

浄化槽埋設時の注意点(かさ上げの制限)

浄化槽までの距離が長くなると、流入管の勾配を確保するために、浄化槽を深く埋めることになり、マンホールのかさ上げが必要になることがあります。

その場合、**かさ上げは必ず30cm以内としてください。**



かさ上げ工事の例



かさ上げは
30cm以内

かさ上げの高さが、やむを得ず30cmを超える場合にはピットの設置工事や、原水ポンプ槽の設置が必要です。

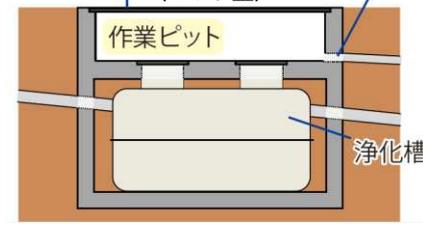
30cmを超えて浄化槽を深く埋めると、維持管理上の支障(点検作業で内部機器に手が届かない問題や、点検時落下の危険性等)が生じ、結果、点検整備不良による放流水質の悪化につながります。また、土圧による槽の変形・破損等の危険性も高まります。

ピット設置工事の例

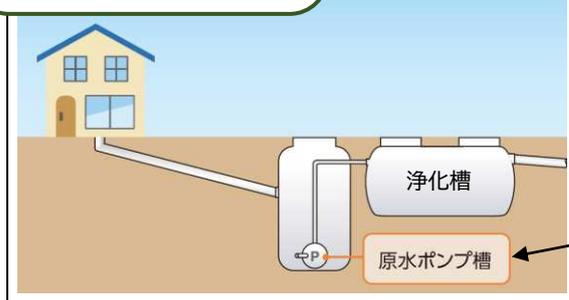


チェッカープレート (ピット蓋)

ドレン管



原水ポンプ槽設置の例



流入管が浄化槽の流入口より深くなる場合は、排水を汲み上げる原水ポンプ槽を設置してください。

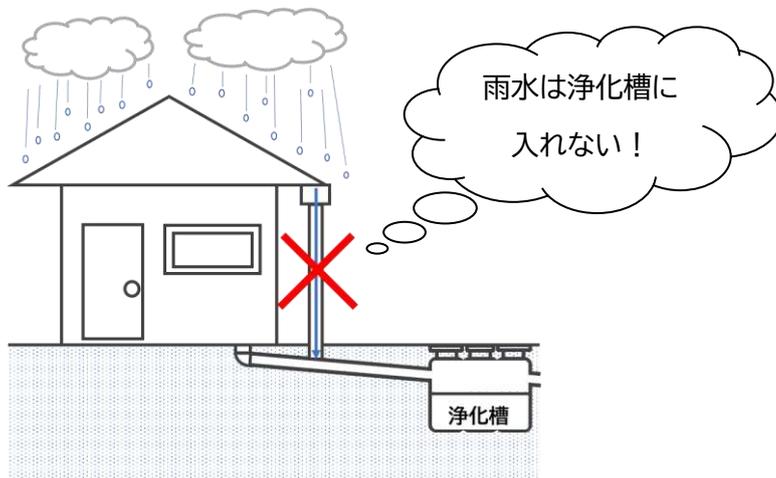
浄化槽上部への構造物等の設置禁止

浄化槽の上に構造物が設置されると、維持管理に支障が生じます。



浄化槽への雨水流入禁止

浄化槽に雨水管を誤接続したり、雨水が流入する構造になっていると、適正な汚水処理ができなくなります。



◎ その他、施工にあたっての注意事項としては、

- ・大阪府浄化槽設計・施工取扱基準(大阪府浄化槽行政連絡協議会)
- ・浄化槽の設計・施工上の運用指針(日本建築行政会議 編)
- ・浄化槽製造者の定める施工要領書 等に基づき、適切に工事を行ってください。

なお、これらの施工上の注意事項については、浄化槽設置後の法定検査(浄化槽法第7条検査)でのチェック項目となっており、適正に施工できていない場合、維持管理上の問題点として、総合判定で「不適正」となります。

「大阪府浄化槽設計・施工取扱基準」等に基づいた、浄化槽の適正な設置工事について、ご協力をよろしくお願いします。

大阪府浄化槽行政連絡協議会

(事務局:大阪府都市整備部 住宅建築局建築環境課)

06-6941-0351 内線 3027